る規則.

人事委員会規則七

六〇

(福祉業務手当)の一部を改正す

の一部を改正する規則

人事委員会規則七

三九

(初任給、

昇格、

昇給等の基準

同

_ :

人事委員会規則七

五

(へき地手当等) の一部を改正す

正する規則

人事委員会規則七

三八

(給料表の適用範囲)

の 一

部を改

(職

員

課

:

人事委員会

目

次

る規則..

人事委員会規則七

六二 (初任給調整手当)

の一部を改正

同

_ :

同

同

:

=

改正する規則

人事委員会規則七

九四

(放射線取扱手当)

の

部を改

同

:

74

人事委員会規則七

九二 (退職手当の支給等)

の

一部を

同

:

三.

同

:

 \equiv

正する規則

規則.....

人事委員会規則七

六七

(管理職手当)

の一部を改正する

人事委員会規則七

— — 七

(公害等調査手当)

の一部を改

同

:

<u>-</u>:

する規則......

正する規則.

号外第二 一十六号

する。

平成二十六年三月三十一

日

青森県人事委員会委員長

寺

尾

進

平成 三十六年

事 委 員

(

日

(月曜日

ター」を「環境保健センター、 に改める。 第八条第一号及び第九条中「あすなろ医療療育センター、 第七条中「あすなろ医療療育センター、 人事委員会規則七 人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。 三八 (給料表の適用範囲) あすなろ療育福祉センター、 さわらび医療療育センター、環境保健セン の一部を改正する規則

さわらび療育福祉センター」

さわらび医療療育センター」

附

を「あすなろ療育福祉センター、

さわらび療育福祉センター」に改める。

この規則は、 平成 一十六年四月一日から施行する。

ここに公布する。 人事委員会規則七 三九 (初任給、 昇格、 昇給等の基準) の 部を改正する規則

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾

進

則 人事委員会規則七 三九 (初任給、 昇格、 昇給等の基準) の 一部を改正する規

人事委員会規則七 三九 (初任給、 昇格、 昇給等の基準) の一部を次のように改正

別表第一 の医療職給料表

一級別標準職務表

二級の項を次のように改める。

級) - 療育福祉センターの診療部の診療科の長の職の長の職務 - 療育福祉センターの診療部の長の職務の長の職務 - 世域保健センター若しくは精神保健福祉センター境保健センター 若しくは精神保健総室長又は環

3 2 を行う職務相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務

4

人事委員会規則七 三八 (給料表の適用範囲) の一部を改正する規則をここに公布

附

則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 五一 (へき地手当等) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾

進

人事委員会規則七 五一 (へき地手当等) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五 (へき地手当等) の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

脇 葛 野 Ш 沢 小 学 校 | むつ市脇野沢桂沢七一の

を

小 学 校一平川市葛川家岸一三

脇 野 沢小学 校 一むつ市脇野沢桂沢七一の一

に改める。

脇 野 沢中 · 学 · 校

別表第一の中学校の表中

葛 Ш 中 学 校 平川市葛川家岸一三 むつ市脇野沢瀬野川目八五の二

を

野 沢中 学 校一 | むつ市脇野沢瀬野川目八五の二 」 に改める。

青

脇

則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六○(福祉業務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青絲県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 六〇 (福祉業務手当) の一部を改正する規則

センター みらい」を「あすなろ療育福祉センター、 さわらび療育福祉センター 及び子 第二条中「あすなろ医療療育センター、 さわらび医療療育センター 及びこども自立 人事委員会規則七 六○ (福祉業務手当) の一部を次のように改正する

ども自立センターみらい」に改める。

「こども自立センターみらい」を「子ども自立センターみらい」に改める。 「あすなろ療育福祉センター 又はさわらび療育福祉センター」 に改め、同条第五号中 第三条第四号中「あすなろ医療療育センター又はさわらび医療療育センター」を

則

この規則は、 平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二 (初任給調整手当) の一部を改正する規則をここに公布す

ಠ್ಠ

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長

寺

尾

進

人事委員会規則七 六二 (初任給調整手当) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六二 (初任給調整手当) の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書を削る。

附 則

この規則は、 平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾

進

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する規則

別表第一知事の事務部局の項中 人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を次のように改正する。 「行政改革・危機管理監」 を「危機管理監」

ار

「本庁理事」 を 本庁理事

新幹線・並行在来線調整監 ĺĆ 「新幹線・並行在来線調整監」を 部局の項中

課長

を を加え、 ıΣ

「生活再建・産業復興局長」に、 さわらび医療療育センター所長」 あすなろ医療療育センター 所長 を

さわらび療 あすなろ療

さわらび療

さわらび療

育福祉センター 所長

育福祉センター 診療部長

育福祉センター 生活支援部長

育福祉センター 所長

に改め、 「美術統括監」及び「産業立地推進監」を削

育福祉センター 診療部長 育福祉センター 生活支援部長

「建築工事検査監」 を 建築工事検査監 県境再生対策監 ľ 「白糠バイパス整備推進監

「地域県民局地域農林水産部水産事務所長」の下に「 (区分十類のものを除く。) 」

に あすなろ医療療育センター 内科長 さわらび医療療育センター次長 あすなろ医療療育センター 次長 を

むつ南・白糠バイパス整備推進監

産業立地推進監

精神保健福祉センター次長

「十和田食肉衛生検査所三沢支所長 精神保健福祉センター次長

ĺĆ 「十和田食肉衛生検査所三戸支所長」

を

「下北地域県民局地域農林水産部むつ水産事務所長」 に改め、 同表人事委員会の事務

精神保健医長

六類 を 副参事 課長 九類 六類 に改め、

同表

海区漁業調整委員会の事務部局の項中「六類」 を「九類」 に改め、 同表教育委員会の

本庁課長

事務部局の項中「本庁課長」 を 高等学校教育改革推進室長

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

あすなろ療

あすなろ療

する。 人事委員会規則七 ――七 (公害等調査手当) の一部を改正する規則をここに公布

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾

進

人事委員会規則七 一一七 (公害等調査手当) の一部を改正する規則

策室」を「本庁環境保全課若しくは本庁原子力安全対策課」に改め、同条第二号中 「本庁県境再生対策室」を「本庁環境保全課」に改める。 第三条第一号中「本庁環境政策課、本庁原子力安全対策課若しくは本庁県境再生対 人事委員会規則七 一一七 (公害等調査手当) の一部を次のように改正する。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

布する。 人事委員会規則七 一九二 (退職手当の支給等) の一部を改正する規則をここに公

平成二十六年三月三十一日

寺 尾

進

青森県人事委員会委員長

人事委員会規則七 一九二 (退職手当の支給等) の一部を改正する規則

の次に次の一号を加える。 第二条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号 人事委員会規則七 一九二 (退職手当の支給等) の一部を次のように改正する。

|| 条例第八条第一項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地 方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

則

この規則は、 公布の日から施行する。

する。

人事委員会規則七 一九四 (放射線取扱手当) の一部を改正する規則をここに公布

平成二十六年三月三十一日

青絲県人事委員会委員長

尾

寺

進

人事委員会規則七 一九四 (放射線取扱手当) の一部を改正する規則

第二条中「あすなろ医療療育センター及びさわらび医療療育センター」を「あすな 人事委員会規則七 一九四 (放射線取扱手当) の一部を次のように改正する。

ろ療育福祉センター及びさわらび療育福祉センター」に改める。 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目|番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行